

緊急小口資金・総合支援資金（特例貸付）償還免除手続きのご案内

～住民税非課税以外の償還免除について～

あなたが借入された緊急小口資金・総合支援資金（特例貸付）は、償還（返済）が始まった後に、国の定めた要件に当てはまる場合、「償還免除（返済不要）」になる場合があります。住民税非課税以外の償還免除の内容や手続きについてお知らせします。

1 償還免除の要件（住民税非課税以外）及び申請等に必要な書類

借受人が以下に該当することが要件となります。

	要件（借受人）	必要な書類
1	生活保護を受給した場合	① 償還免除申請書 ② 生活保護受給証明書又は生活保護受給決定通知
2	精神保健福祉手帳（1級）が交付された場合	① 償還免除申請書 ② 精神保健福祉手帳（1級）のコピー
3	身体障害者手帳（1級または2級）が交付された場合	① 償還免除申請書 ② 身体障害者手帳（1級または2級）のコピー
4	死亡した場合	住民票の除票または死亡診断書
5	失踪宣告がされた場合	失踪宣告が確定していることを証明する書類
6	以下の要件の全てに該当する場合、 償還開始以降、償還できず滞納している金額のみ 償還免除となります。	
	① 償還開始になってから、12 か月分以上の償還できていない金額がある ② 分納や、少額償還などの相談をして返済しているものの、償還できていない金額が増えている ③ 借受人と世帯主が住民税均等割のみ課税である（住民税所得割が非課税） ④ 次のどれかに当てはまる世帯である （ア）高齢者のみ世帯 （イ）障害者世帯 （ウ）ひとり親世帯	① 償還免除申請書 ② 世帯全員の住民票 ※世帯主・続柄の記載があるもの ※免除申請時点から3か月以内に発行されたもの ※マイナンバーの記載がないもの ※「世帯全員」と記載があるもの ③ 免除申請をする年度の課税証明書または非課税証明書（借受人と世帯主のもの）※住民税所得割が非課税であることが確認できるもの ④ 左の④-（イ）に当てはまる場合、障害者世帯であることを確認できる書類の写し

※上記6の要件については、償還開始後、一定期間経過した後の状況による要件となります。

2 償還（返済）免除の申請等及び留意点について

- **上記の要件に該当する場合、本会まで電話連絡をお願いします。**
- **償還（返済）免除決定となる前に、すでに償還（返済）された金額は償還免除の対象とはなりません。**
- 上記1の1～3及び6の要件について、償還免除の決定は償還開始以降となります。

【申請方法】 償還免除申請書（電話連絡を受けた後に本会からお送りします）及び必要書類について、以下の「連絡・照会先」に郵送してください。

【留意事項】 複数の借入がある場合、償還免除申請書は貸付けごとの提出が必要ですが、その他の確認書類については、同時に申請する場合のみに限り、1通で差支えありません。

【連絡・照会先】 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 地域福祉企画部生活支援相談室

〒 020-0831 岩手県盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内

TEL 019-601-7063 （電話受付対応時間：平日9：00～17：00）